

倉吉市災害廃棄物処理計画【概要版】

1 計画策定の目的

本計画は、大規模な災害に伴い発生する多量の廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、平時の備えや災害応急対策、復旧・復興対策等対応に必要な事項をとりまとめたものです。

2 計画の位置付け

本計画の位置付けは次のとおりです。

非常災害時には、本計画に基づき被害の状況等を速やかに把握するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の処理を行います。

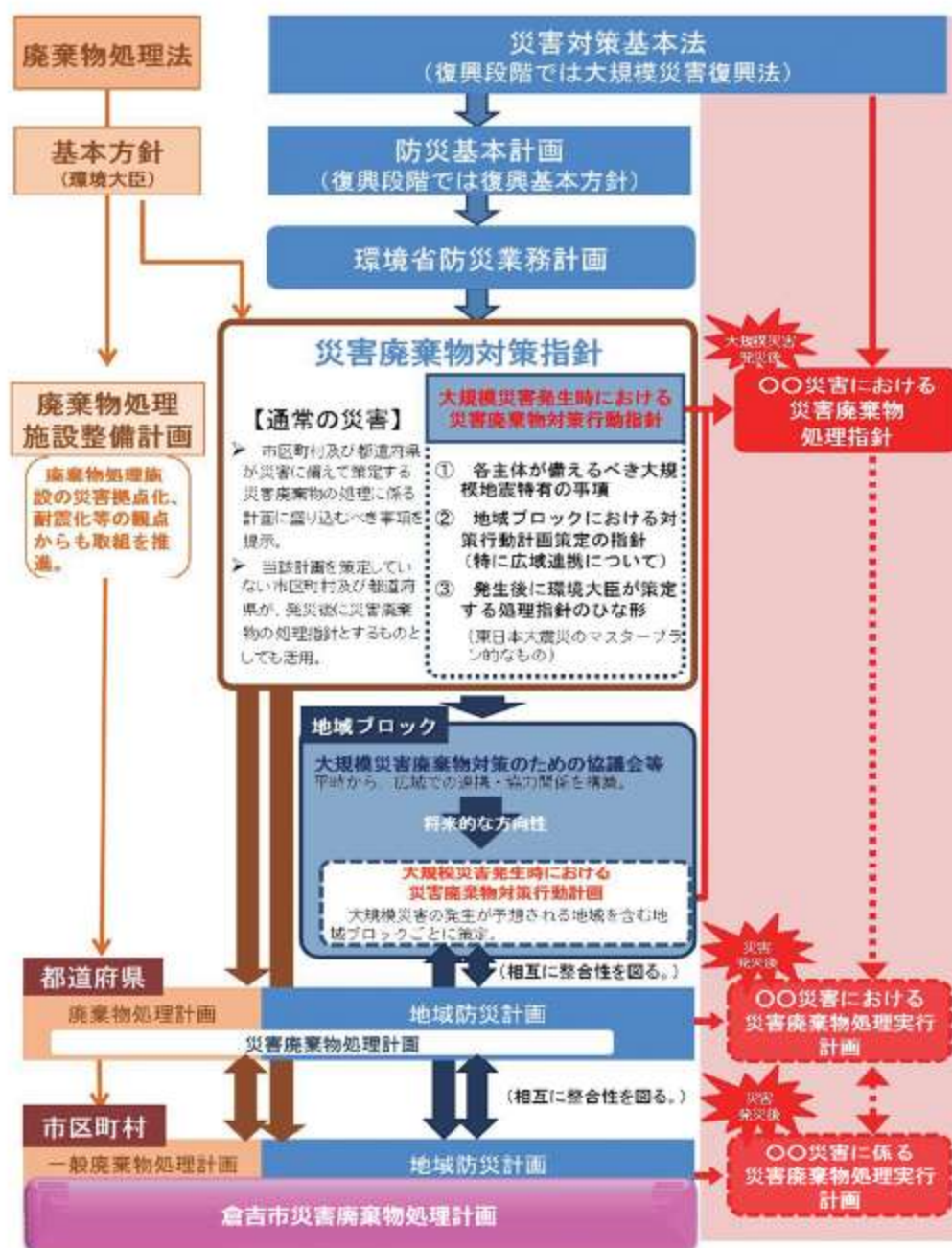


図1 本計画の位置付け

3 対象とする災害及び被害想定

大規模な災害への備えが本計画策定の目的であることから、本計画では、県内で想定される最大級の地震災害及び今後の気候変動に伴い激化が予想される水害のうち、倉吉市地域防災計画（第1編総則第4章）でも想定をしている断層及び河川（水系）を対象とします。

表1 本計画で想定する地震災害及び本市における被害想定

項 目	内 容
想 定 地 震	倉吉南方の推定断層 マグニチュード7.2、市内の最大震度6強
建物全壊棟数	4,743棟
建物一部損壊棟数	8,844棟
避難人口	7,503人

出典：鳥取県災害廃棄物処理計画資料、倉吉市地域防災計画

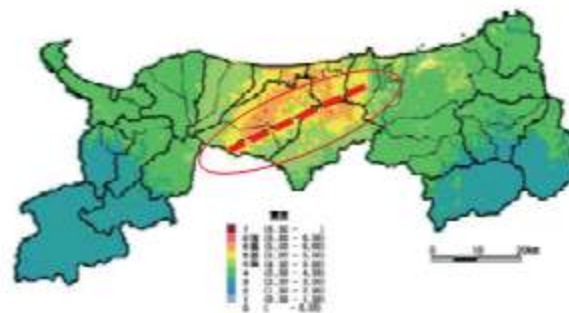


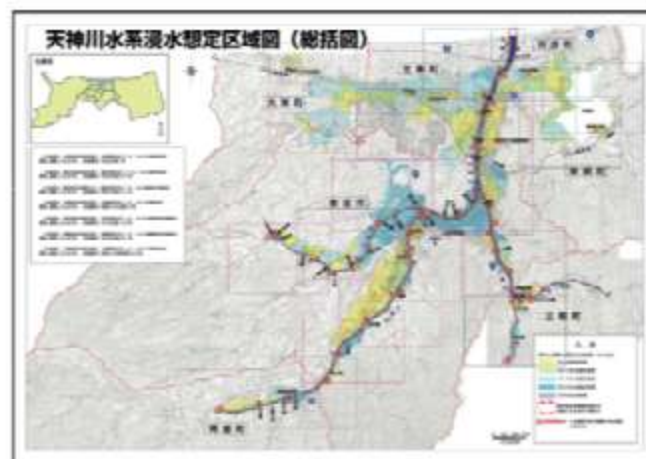
図 倉吉南方の推定断層（倉吉市地域防災計画による想定）

出典：鳥取県地震防災調査研究報告書を基に作成

表2 本計画で想定する水害及び本市における被害想定

項 目	内 容
河川	天神川 想定被害 総雨量：441mm（2日間） 河川決壊箇所9箇所
床上浸水	17,741世帯
床下浸水	1,110世帯

出典：鳥取県災害廃棄物処理計画資料、倉吉市地域防災計画



出典：天神川水系浸水想定区域 国土交通省中国地方整備局

4 災害時に発生する廃棄物の種類

災害時には、通常の生活ごみに加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿、災害廃棄物（片付けごみ、撤去等廃棄物）を処理する必要があります。本計画では、それぞれの廃棄物の処理について定めています。

表3 災害時に発生する廃棄物

種 類		内 容
生活ごみ		家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ		避難所から排出されるごみ
し 尿		仮設トイレ等からのくみ取りし尿
災害 廃棄物	片 付 け ごみ	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出されるもの
	撤 去 等 廃棄物	損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出されるもの

5 災害廃棄物の処理主体

災害廃棄物は一般廃棄物であるため、災害時に発生する災害廃棄物及び生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理は本市が主体的に実施します。ただし、想定する最大級の地震災害や水害が発生し、本市のみでの対応が困難な場合は、必要に応じて県に災害廃棄物処理の事務を委託します。

6 災害廃棄物処理の基本方針

本市における災害廃棄物処理の基本方針は次のとおりです。

表4 処理の基本方針

基本方針	内 容
1) 公衆衛生の確保	廃棄物処理が滞ることで感染症等健康被害が発生することがないように公衆衛生の確保を最優先とする。
2) 可能な限りの自区域内処理の実行	可能な限り自区域内において災害廃棄物処理に努める。自区域内での処理が困難と判断される場合は、県や他市町村へ支援を要請する。
3) 将来に禍根を残さない適正な処理	無計画、無秩序な災害廃棄物の受入、処理により、仮置場周辺等の生活環境が将来にわたり悪化することがないように、モニタリング等の対策を含め、計画的な処理を行う。
4) 処理に当たっての再資源化・減量化	処理期間、コストに留意しながら、可能な限り再資源化・減量化を図られるよう処理を行う。

7 組織及び協力支援体制

市は、災害発生時には、市災害対策本部の清掃班を中心として災害廃棄物等の処理にあたります。被災状況や災害廃棄物等の発生量により区域内での処理が困難な場合は、県に対し支援を要請し、県内他市町村や国・他の都道府県、市や県が災害廃棄物処理に関する協定を締結している一般廃棄物事業者団体や産業廃棄物事業者団体等からの支援を得ることとします。

8 処理スケジュール

東日本大震災などの過去の大規模災害の事例では、最大3年以内に処理業務を完了していることから、処理期間は3年を目安にします。風水害の事例においては1年以内での処理業務を完了することを目安にします。実際に災害が発生した際には、被災状況によって処理期間を再検討します。

表5 大規模災害（地震・風水害等）での処理スケジュール

	1年目		2年目		3年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
仮置場設置	■					
災害廃棄物の搬入		■	■			
災害廃棄物の処理		■	■	■	■	
仮置場の撤去						■

9 災害廃棄物発生量の推計

想定する地震災害及び水害による本市における災害廃棄物の発生量は次のとおりです。

表6 地震災害による災害廃棄物発生量（データ提供：鳥取県）

断層の名称	撤去等廃棄物・片付ごみ（単位：t）				
	木くず	コンクリート がら	金属くず	その他 (残材)	合 計
倉吉南方の推定断層	108,461	145,492	9,787	143,961	407,701

表7 水害による災害廃棄物発生量（データ提供：鳥取県）

河川名	撤去等廃棄物・片付ごみ（単位：t）				
	可燃物	不燃物	資源化物	資源化物 (家電)	合 計
天神川	36,232	25,371	4,700	1,024	67,327



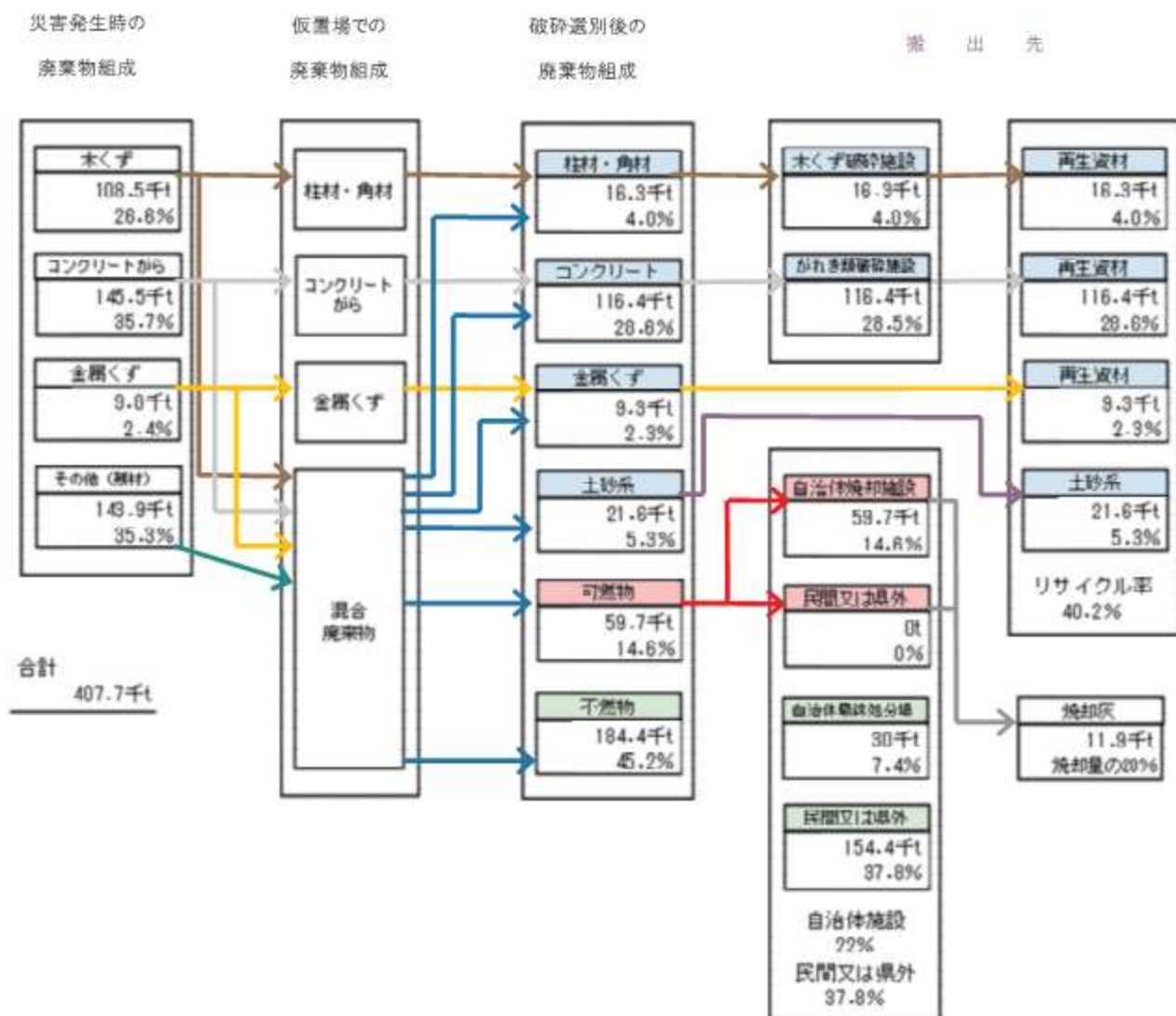
写真 鳥取中部地震により発生した災害廃棄物の例

10 災害廃棄物の処理フロー

災害廃棄物の処理のスピード化と再資源化率を高めるためには、混合状態を防ぐことが重要であることから、その後の処理方法を踏まえた分別を徹底する必要があります。

倉吉南方の推定断層地震において、想定する最大の地震発生時の災害廃棄物発生量及び処理可能量は次のとおりです。本市の処理では、想定される災害が発生した場合、焼却処理、最終処分ともに不足する可能性が考えられるため、最終処分量を削減できるよう仮置場での選別精度の向上に努めるとともに、県に対し県外の民間一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物管理型最終処分場等、処理先の確保の調整を要請することとします。

図2 倉吉南方の推定断層地震における災害廃棄物処理フロー



1.1 仮置場

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするためには、発災後、速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要となります。災害廃棄物は膨大な量になることが見込まれることから、直接処理施設への搬入が困難となることが想定されるため、仮置場を設置するものとし、平常時にその候補地を選定します。

表 8 倉吉市地域防災計画（災害応急対策計画）に定める災害廃棄物の仮置場

名称	所在地	面積	所有者及び管理者
一般廃棄物最終処分場	倉吉市馬場町地内	5,230㎡	鳥取中部 ふるさと広域連合
向山清掃工場跡地	倉吉市和田東町地内	4,772㎡	鳥取中部 ふるさと広域連合

1.2 生活ごみ・避難所ごみ・し尿

生活ごみ・避難所ごみについては、仮置場には搬入せず既存の施設で処理を行うことを原則とします。生ごみ等の腐敗性廃棄物については発災3日後の収集再開を目標とし、収集・処理体制を再構築します。

大規模災害により下水道や浄化槽が使用できなくなった場合は、避難所やその他拠点施設に仮設トイレ等を設置します。仮設トイレのし尿処理に当たって、し尿の収集運搬車両が不足する場合や、浄化場の運転停止などによりし尿を浄化場へ搬入できない場合は、県に対して県内他市町村や協定締結団体等との調整を依頼し、収集車両及び処理先を確保します。

1.3 住民等への啓発・広報

発災後の生活環境の保全や公衆衛生の悪化防止のためには、住民等（住民、事業者、NPO、ボランティア含む）へ適切に情報伝達することが非常に重要です。特に災害廃棄物の排出に関しては、排出時に分別することにより処理期間の短縮やコストの削減にもつながるため、対応時期に応じた適切な情報の伝達・発信を行うこととします。